

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第84号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市障害者教養文化・体育会館の和室を廃止し、新たにトレーニング室を設置することに伴い、利用料金に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大 作

京都市条例第 84 号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第2体育室の項を次のように改める。

第2体育室	全 面 利 用	1, 2 0 0	1, 3 0 0	1, 2 0 0	3, 3 0 0
	部分利用（1人につき）	2 5 0	2 5 0	2 5 0	6 0 0
トレーニング室（1人につき）		3 0 0	3 0 0	3 0 0	8 0 0

別表和室の項を削り、同表備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)